

2021年 3月 30日  
向日市上植野町堂ノ前5-3、C-432  
杉谷 伸夫

## 向日市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称） に対する意見

### 1. 条例の基本的な内容について賛同する

生活保護行政に関わって起きた不幸な事件の教訓を生かし、二度とあのような事件を起こさないようにするための向日市行政の組織的取り組みの一つとして、条例制定の趣旨と基本的な内容に賛同する。

### 2. 条例の執行の流れがわかりにくい

市民等の要望（通常の要望の他、不当要求も含む）に対応する職員・組織の対応が、複雑でわかりづらい。流れがわかるようなフロー図が必要である。

### 3. すべての要望の記録を対策委員会及び審議会に提出する必要は無い

第6条（記録等の提出）第2項で、所属長はすべての記録を対策委員会に提出し、第13条（不当要求対策委員会）第2項(3)で、対策委員会はそれらを審議会及び執行機関等に提出しなければならないとなっているが、通常の市民の要望の記録まですべて対策委員会、審議会に提出する必要は無い。

### 4. 審議会の権限が「意見を述べる」だけでは弱い

第8条（審議会）で、審議会の権限は、市長の諮問に応じて意見を述べるに留まっているが、一定の権限を持たせなければ意味が無い。

### 5. 第2条（定義）による執行機関等は、議会の議長も含まれる。そうすると、以降の各条項で「執行機関等」には議長も含まれるが、そのような想定ของ条例であるようには思えない。第2条の「執行機関」「職員」の定義を見直した方が良いのではないか。

### 6. 不当要求等に対する公表にあたっての弁明の機会付与の例外規定は削除すべき

第7条（要望等に対する措置等）第4項但し書きで、「当該要望等が第2条の不当要求行為等であると認めるときは、この限りでない」とあるが、私が2月16日に提出した意見書で指摘した問題点が考慮されていないのではないか。すなわち、要望者の氏名等を公表しようとする時は、執行機関等が当該要望を「不当要求」として判断している時に限られるわけであるから、すべての公表案件は、この但し書きに該当して弁明の機会を与えられないことになるのではないか。但し書きは削除すべきである。

以上